

※この法令は廃止されています。

令和元年法務省令第三十九号

刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に
関する省令

恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十五条
の規定に基づき、刑の執行の免除の出願に関する
臨時特例に関する省令を次のように定める。

令和元年十月二十一日（以下「基準日」とい
う。）の前日までに懲役、禁錮又は罰金に処せ
られ、病氣その他の事由により基準日までに長
期にわたり刑の執行が停止されている者であつ
て、なお長期にわたりその執行に耐えられない
と認められる者は、恩赦法施行規則（昭和二十
二年司法省令第七十八号）第六条第一項本文の
規定にかかわらず、令和二年一月二十一日まで
は、同条の定める期間を経過する前において
も、刑の執行の免除の期間を経過する前において
も、刑の執行の免除の出願をすることができる。
る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。